

## 大阪の優遇制度

## 1. 企業等進出促進補助金

## 1) 外資系企業等進出促進補助金

対象者	本社※を大阪府内に設ける外資系企業等（※本社機能を有する事務所で広く一般に対して使用している呼称に「本社」という文字を用いているもの）																
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業者は、次の要件を全て満たす企業</li> <li>① 延床面積 250 m<sup>2</sup>以上の規模で建物を取得し、又は借り受けて本社を設置して大阪府内に進出する外資系企業等</li> <li>② 常用雇用者等 25 名以上確保すること</li> <li>③ 本社が府内で移転する場合は、移転後の常用雇用者等の数が 25 名以上増加する場合に限る</li> </ul>																
補助率及び限度額	<p>※雇用人数により上限額が異なります。</p> <p>【家屋取得の場合】家屋・設備等の 5 %</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">常用雇用者等の数</th> <th style="text-align: center;">補助金上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">25～99 人</td> <td style="text-align: center;">3,000 万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100～199 人</td> <td style="text-align: center;">6,000 万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">200 人以上</td> <td style="text-align: center;">1 億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【家屋賃貸の場合】賃料等の 1/3（24 ヶ月間）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">常用雇用者等の数</th> <th style="text-align: center;">補助金上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">25～99 人</td> <td style="text-align: center;">2,000 万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100～199 人</td> <td style="text-align: center;">4,000 万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">200 人以上</td> <td style="text-align: center;">6,000 万円</td> </tr> </tbody> </table>	常用雇用者等の数	補助金上限額	25～99 人	3,000 万円	100～199 人	6,000 万円	200 人以上	1 億円	常用雇用者等の数	補助金上限額	25～99 人	2,000 万円	100～199 人	4,000 万円	200 人以上	6,000 万円
常用雇用者等の数	補助金上限額																
25～99 人	3,000 万円																
100～199 人	6,000 万円																
200 人以上	1 億円																
常用雇用者等の数	補助金上限額																
25～99 人	2,000 万円																
100～199 人	4,000 万円																
200 人以上	6,000 万円																
操業等の義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助金交付申請日の翌日から 3 年以内に、補助要件を達成すること。（補助要件を達成したことをもって「操業開始」とします。）</li> <li>・ 操業開始後、7 年以上操業を継続すること。</li> </ul>																
問合せ	<p><a href="#">大阪府商工労働部 成長産業振興室 国際ビジネス・企業誘致課</a></p> <p>TEL: 06-6210-9503 FAX: 06-6210-9296</p> <p>URL: <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/ritchi/treatment/index.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/ritchi/treatment/index.html</a></p>																

## 2) 府内投資促進補助金

対象者	工場又は研究開発施設の新築・増改築を行う中小企業 1. 産業集積促進地域（4 ページ参照）における工場・研究開発施設 工場又は研究開発施設の新増設等を行い、かつ、地元市町村による企業立地を促進するための優遇措置の適用を受ける者 2. 先端産業分野の研究開発施設 バイオ・ライフサイエンス、ロボット、情報家電、新エネルギー等の分野のうち、先端的な事業と認める研究開発施設の新設・増改築を行う者
対象地域	1. 産業集積促進地域における工場・研究開発施設 産業集積促進地域 2. 先端産業分野の研究開発施設 大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、摂津市、高石市、東大阪市、大阪狭山市、阪南市、島本町 各市町の全域
補助要件	【投資に対する補助】 中小企業（※1）であり、投資額（※2）1 億円以上及び府内の事業所における操業開始日の府内常用雇用者の総数が交付申請時の数を下回らないこと ※1 中小企業：製造業の場合、従業員 300 人以下又は資本金 3 億円以下の会社又は個人 ※2 投資額：家屋・機械設備等に係る費用 【法人事業税に対する補助】 中小企業であり、申請時に府内常用雇用 10 人以上、府内新規雇用 5 人以上確保すること（ただし、補助対象者は上記投資に対する補助を受けていること。また、申請は操業開始後とする）
補助率	【投資に対する補助】 家屋・機械設備等の 5%（府内に本社、工場又は研究開発施設を持つ企業は 10%） 【法人事業税に対する補助】 操業開始年度の翌年度及び翌々年度の事業活動に賦課される法人事業税相当額の 50%
限度額	【投資に対する補助】 3,000 万円 【法人事業税に対する補助】 2,000 万円
問合せ	<a href="#">大阪府商工労働部 成長産業振興室 国際ビジネス・企業誘致課</a> TEL: 06-6210-9406、06-6210-9482 FAX: 06-6210-9296 URL: <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/ritchi/treatment/index.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/ritchi/treatment/index.html</a>

## 3) 大阪市イノベーション拠点立地促進助成金制度

対象者	助成対象となるイノベーション拠点事業を行う法人又は団体 ※複数の事業者が共同で事業を行う場合は、助成交付される法人又は団体は1つになるので、共同事業者代表を決めて申請すること
対象地域	大阪市内全域
対象となる拠点	【オープンイノベーション推進事業】 企業自らの技術、アイデア等に、他の企業、ベンチャー企業等や大学・研究機関等の有するそれらを組み合わせ、新たな製品・サービス等の企画、研究・開発等を行うことを目的とするもの 【ベンチャー成長促進事業】 様々な手法によりベンチャー企業等のビジネス活動・成長拡大を支援することを目的とするもの
補助要件	【オープンイノベーション推進事業】 ・イノベーション拠点の運営及びオープンイノベーションの推進を目的とした専門部署を設置すること ・オープンイノベーションによる新しい製品やサービス等の企画・開発に向けて、多様な企業等と交流すること 【ベンチャー成長促進事業】 ・日常的にベンチャー企業等の事業化に向けた相談を受け、成長に必要なサポートを行うこと ・ベンチャー企業等のコミュニティ形成を支援するためのセミナーや交流会の開催等を行うこと ・事業プロジェクト創出に向けたイベント等による交流の機会や、ベンチャー企業等の技術・サービス等のプレゼンテーションの機会を提供すること
助成対象経費・助成率	【オープンイノベーション推進事業】 ・助成対象面積が1,000㎡以上の拠点建物を所有し、イノベーション拠点事業を実施する場合、拠点建物及びその附属設備、工作機械等の取得に要する経費の10%以内 (上限額3億円・5年分割支払) ・助成対象面積が300㎡以上の拠点建物を賃借してイノベーション拠点事業を実施する場合、建物賃借料の1/2、改修工事及び工作機械等の取得に要する経費の10%以内 (上限額6,000万円・最長2年間) 【ベンチャー成長促進事業】 ・助成対象面積が300㎡以上の拠点建物を所有し、イノベーション拠点事業を実施する場合、拠点建物及びその附属設備、工作機械等の取得に要する経費の10%以内 (上限額1億円・5年分割支払) ・助成対象面積が300㎡以上の拠点建物を賃借してイノベーション拠点事業を実施する場合、建物賃借料の1/2、改修工事及び工作機械等の取得に要する経費の10%以内 (上限額6,000万円・最長2年間)
助成対象面積	イノベーション拠点の延べ床面積のうち、次の合計面積 ・コワーキングスペース、イベント・セミナースペース、展示・実証スペース、ベンチャー企業等のためのオフィススペース、企画・共同研究開発スペース、試作品等開発支援スペース、その他、イノベーション拠点の運営に必要と認められるスペース
募集期間	平成29年7月12日～平成32年3月31日 ※期間中、本市予算の状況により、募集を停止、中止する場合があります。その場合はホームページ等で周知します。
問合せ	<a href="#">大阪市経済戦略局立地交流推進部立地推進担当</a> TEL : 06-6615-6765 E-mail : ga0024@city.osaka.lg.jp URL : <a href="http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000404977.html">http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000404977.html</a>

## 2 税制優遇

## 1) 産業集積促進税制（不動産取得税の軽減）

対象地域	産業集積促進地域（次頁参照）
対象不動産	<p>各産業集積促進地域の指定公示日から平成31年3月31日までの対象期間中に、当該地域内において取得した工場、研究所、倉庫の家屋（※1）又はその敷地である土地（※2）</p> <p>※1 &lt;対象家屋&gt;          自己の事業（風俗営業等及び風俗営業等に利用させる目的で不動産を貸し付ける事業を除く。）として工場、研究所、倉庫の用に供するものに限り、住宅を除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 家屋を建築（新築、増築、改築）した場合は、対象期間中に建設の着手が行われた場合に限る。</li> <li>2. 建築以外（売買、交換、贈与等）の場合は、対象期間中に取得したものに限り。</li> <li>3. 倉庫は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により臨港地区として定められた地区又は港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十八条の規定により港湾管理者が定めた地区に所在するものに限る。</li> </ol> <p>※2 &lt;対象土地&gt;          対象期間中に取得し、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に以下のいずれかが行われた場合に限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当該土地を敷地とする対象家屋の建設（新築又は増築に限る。）の着手が行われた場合</li> <li>2. 対象家屋を取得（建築した場合を除く。）した場合</li> </ol>
対象者	<p>中小企業者（※3）で、自己の事業（※4）の用に供するために対象不動産を取得した方のうち、対象不動産の取得に関して市町村が講ずる優遇措置を受けた方</p> <p>※3 中小企業者：資本金の額又は出資の総額が1億円以下である会社及び個人</p> <p>※4 事業は、風俗営業等及び風俗営業等に利用させる目的で不動産を貸し付ける事業を除く。</p>
軽減額	対象不動産の取得に係る不動産取得税の2分の1に相当する金額（上限：2億円）
問合せ	<p><a href="#">大阪府商工労働部 成長産業振興室 国際ビジネス・企業誘致課</a></p> <p>TEL: 06-6210-9406、06-6210-9482 FAX: 06-6210-9296</p> <p>URL: <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/ritchi/treatment/zei.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/ritchi/treatment/zei.html</a></p>

## 産業集積促進地域

O-BIC, June 2018

市町村	地域名称 * [ ] は指定公示日
堺市	[平成19年10月2日、平成24年6月22日、平成25年5月9日] 堺市臨海部工業専用地域等地区、堺市大和川南岸工業地域地区、堺市遠里小野工業地域地区、堺市大仙西町工業地域地区、堺市石津北町工業地域地区、堺市中区工業地域地区、堺市毛穴工業地域地区、堺市東区・北区工業地域地区、堺市西区工業地域地区、堺市鳳南町工業地域地区、堺市西区南部工業地域地区、堺市美原区工業地域地区、堺市美原区木材団地工業専用地域地区
岸和田市	[平成21年4月1日、平成25年4月12日、平成25年8月16日、平成27年3月6日、平成27年10月30日] 岸和田市磯上工業地域地区、岸和田市木材コンビナート地区、岸和田市鉄工団地地区、岸和田市岸和田漁港地区、岸和田市地蔵浜工業専用地域地区、岸和田市岸之浦町ちきりアイランド地区、岸和田市岸之浦町ちきりアイランド保管施設用地地区、岸和田市岸和田丘陵地区、岸和田市岸之浦町ちきりアイランド第2期製造業用地地区
豊中市	[平成20年8月1日] 豊中市豊南町工業地域地区、豊中市庄内南工業地域地区、豊中市島江・庄内宝町工業地域地区、豊中市二葉・大島町工業地域地区、豊中市神崎川南工業地域地区
吹田市	[平成25年9月19日] 吹田市芳野町工業地域地区、吹田市江の木町工業地域地区、吹田市南吹田工業地域地区、吹田市西御旅町及び東御旅町工業地域地区
泉大津市	[平成26年5月9日] 堺泉北港助松埠頭総合物流情報センター等地区、泉大津旧港地区、堺泉北港汐見沖地区
高槻市	[平成21年4月1日] 高槻市宮田町一丁目工業地域地区、高槻市幸町・朝日町工業地域地区、高槻市桜町・明田町工業地域地区、高槻市南庄所町・下田部町工業地域地区
貝塚市	[平成25年4月24日] 貝塚市二色南町地区、貝塚市新貝塚埠頭地区
枚方市	[平成20年1月7日、平成21年5月1日、平成28年9月14日] 枚方市枚方企業団地地区、枚方市大阪紳士服団地地区、枚方市中部工業地域地区、枚方市堂山東工業地域地区、枚方市中南部工業専用地域地区、枚方市中南部工業地域地区、枚方市出口・中振工業地域地区、枚方市津田サイエンスヒルズ地区
八尾市	[平成19年10月2日] 八尾市竜華地区周辺工業専用等地域、八尾市竜華地区周辺工業地域、八尾市八尾空港周辺工業地域、八尾市上尾町地区周辺工業地域、八尾市渋川町2丁目工業地域、八尾市二俣工業地域、八尾市相生・天王寺屋周辺工業地域
河内長野市	[平成29年7月25日] 河内長野工業団地地区、河内長野市木戸西町工業地域地区、河内長野市楠町東工業地域地区、河内長野市菊水町・向野町工業地域地区
高石市	[平成19年10月2日、平成21年7月1日] 高石市臨海部工業専用地域等地区
大東市	[平成22年4月1日] 大東市西部工業地域地区
和泉市	[平成25年9月30日] テクノステージ和泉工業地域地区、トリヴェール和泉西部ブロック地区
東大阪市	[平成19年11月22日、平成28年10月14日] 東大阪市新町・宝町工業地域地区、東大阪市加納工業専用地域地区、東大阪市水走・川田工業地域地区、東大阪市加納工業地域地区、東大阪市岩田工業地域地区、東大阪市西岩田工業地域地区、東大阪市稲田新町工業地域地区、東大阪市高井田工業地域地区、東大阪市柏田西工業地域地区
泉南市	[平成25年4月12日] 泉南市りんくうタウン南・中地区
阪南市	[平成25年4月19日] 阪南市桃の木台阪南スカイタウン地区
田尻町	[平成25年11月21日] 田尻町りんくうタウン中・北地区
岬町	[平成25年4月12日] 岬町多奈川臨海地区、岬町多奈川地区多目的公園事業活動ゾーン地区

※市町村の優遇措置の内容等については、産業集積促進地域の所在市・町にお問合せください。

※いずれの制度も予告なく内容を変更する場合があります。立地を検討される企業は事前に、大阪府商工労働部 成長産業振興室国際ビジネス・企業誘致課（TEL：06-6210-9406、06-6210-9482）までお問合せください。

※この情報は、平成30年4月1日時点のものです。

## 2) 成長特区税制（法人府民税、法人事業税、不動産取得税の軽減措置）

対象地域	夢洲・咲洲地区及び阪神港地区、大阪駅周辺地区、北大阪地区（彩都西部地区等）、関西国際空港地区、北大阪健康医療都市（健都）区域
対象税目	法人府民税、法人事業税、不動産取得税
対象事業	新エネルギー・ライフサイエンス等の事業（詳細はお問合せください。）
共通要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画認定後、3年以内に当該成長産業事業を開始していること</li> <li>・税の滞納などの除外規定に該当していないこと</li> </ul> ※上記以外に税目ごとに条件があります。（常用雇用者数の増加等）
軽減内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人府民税・法人事業税：対象地域に新たに進出する場合、5年間ゼロ+5年間1/2（最大の場合）</li> <li>※府内からの移転の場合、従業員数の増加割合に応じて軽減します。</li> <li>・不動産取得税：事業計画申請後に取得し、計画認定後3年以内に供用開始した成長産業事業用不動産についてゼロとなります。（供用開始後1年間、成長産業事業に供用したことが確認できるもの。）</li> </ul>
認定方法・期間	方法：事業者作成の「事業計画」について審査会の意見を聞いた上で知事が認定します。 期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日
問合せ	<a href="#">大阪府商工労働部 成長産業振興室 国際ビジネス・企業誘致課</a> TEL：06-6210-9406、06-6210-9482 FAX：06-6210-9296 URL： <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/ritchi/tokku/gaiyou.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/ritchi/tokku/gaiyou.html</a>

## 3) 特区税制（法人市民税、固定資産税、事業所税、都市計画税の軽減措置）

対象地域	夢洲・咲洲地区及び阪神港地区、大阪駅周辺地区
対象税目	法人市民税、固定資産税、事業所税、都市計画税
対象事業	新エネルギー・ライフサイエンス等の事業（詳細はお問合せください。） ※事業イメージ《新エネルギー関係》電気自動車、太陽光・風力等の新エネルギー、スマートコミュニティ、先進的なリチウムイオン蓄電池、先進的な省エネ機器など ※事業イメージ《ライフサイエンス関係》 医薬品・医療機器、高度再生医療、医療・介護関係ロボット、医療関連情報システム、治験・臨床研究、高度な医療施設・設備 ※事業イメージ《その他（上記事業を支援するもの）》 国際貨物（船舶・航空）、MICE
共通要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画認定後3年以内に当該特区事業を開始すること</li> <li>・関西国際戦略総合特区の地域協議会に参画していること（事業計画認定時の要件ではありません）</li> <li>・税の滞納などの除外規定に該当していないこと</li> </ul> ※上記以外に税目ごとに条件があります。（常用雇用者数の増加等）
軽減内容	特区に新たに進出する場合 5年間ゼロ+5年間1/2（最大の場合） ※法人市民税、事業所税は同一市内からの移転の場合、従業者数等の増加割合に応じて軽減します。 ※固定資産税・都市計画税は、事業計画認定後3年以内に取得し、供用を開始した特区事業用固定資産について軽減します。
認定方法・期間	方法：事業者作成の「事業計画」について審査会の意見を聞いた上で市長が認定します。 認定申請期限：平成32年3月31日まで
問合せ	<a href="#">大阪市経済戦略局 立地交流推進部 立地推進担当</a> TEL：06-6615-6765 FAX：06-6615-7433 URL： <a href="http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000194706.html">http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000194706.html</a>